

## 「原子力災害対策本部」に関するヒアリング結果

実施日時：平成 24 年 2 月 15 日 17:00～18:15

実施委員名：御厨貴委員長、  
石原一則委員、加藤陽子委員、杉本重雄委員、三宅弘委員

説明者：総括文書管理者（経済産業省大臣官房長、内閣府大臣官房長）  
事務局の事務方責任者（経済産業省原子力安全・保安院院長）  
現場の様子を知る職員（経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長）

## 会議等の概要

設置期間：平成 23 年 3 月 11 日～現在

設置根拠：原子力災害対策特別措置法第 16 条第 1 項

設置目的：原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため（原子力災害対策特別措置法第 16 条）

構成員：（平成 23 年 3 月 11 日～4 月 10 日）

本部長：内閣総理大臣、副本部長：経済産業大臣

本部員：総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、防衛大臣、防災担当大臣、内閣危機管理監

（平成 23 年 4 月 11 日～現在）

本部長：内閣総理大臣、副本部長：経済産業大臣

本部員：全国務大臣、経済産業副大臣、内閣危機管理監

開催実績：23 回

主な決定又は了解文書：

- ・原子力安全に関する I A E A 閣僚会議に対する日本国政府の報告書
- ・東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ 2 完了について
- ・ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題

など

事務局：経済産業省原子力安全・保安院（期間：平成 23 年 3 月 11 日～現在）

## 1 議事概要・議事録について

- 出席者による議事メモ、記録等は存在しているが、本部として確認された議事概要は未作成。
- 議事録は未作成。

(理由)

- 震災発災当初は、緊迫した状況の中で多忙を極めており、本部の議事録・議事概要に対する認識が不十分だったため、議事録・議事概要が作成されていなかった。
  - ・原子力災害対策本部は状況を閣僚の間で共有する場として受け止められていたため、記録をとらなければならないという基本的な意識が希薄なところがあった。
  - ・どのような活動を行っていたのか等の記録は残しているが、本部の議事録・議事概要まで残すことまでは思い至らなかった。
  - ・毎年一回、原子力の総合防災訓練を官邸での本部の訓練も含めて行っていたが、シナリオ型の訓練であったため、議事録を実際に作る訓練が含まれていなかった。
  - ・震災後の過酷な状況で事故対応に集中しており、4月1日に施行される公文書管理法令の規定等の勉強は行えなかった。
  - ・『「行政文書の管理に関するガイドライン」に記事概要・議事録の記載がなかったから作成しなかった』と言うわけではない。
- 複合災害という状況の下で原子力災害対策本部に関する政府内での役割分担を整理しないままに本部会合の開催が積み重なるとともに、本部の議事録・議事概要を作成するという認識が不十分なままの状態が続いたため、業務が比較的落ち着いた後も、議事録・議事概要が作成されていなかった。
  - ・原子力災害危機管理関係省庁会議が定めた「原子力災害対策マニュアル」（平成22年9月14日最終改訂）においては、原子力安全・保安院長が原子力災害対策本部の「事務局長」とされ、原子力安全・保安院において「原子力災害対策本部の運営事務局（資料とりまとめ、議事録作成等）」を行うこととされていたが、発災当初（第1回～第15回）の本部会合は、内閣官房が運営を担っていると、原子力安全・保安院は受け取っていた。
  - ・具体的には、第1回～第12回の本部会合は緊急災害対策本部と前後して連続して開催され、また、第13回～第15回は緊急災害対策本部と合同開催の形で行われ、それぞれの会議のメンバーが重なっていたため、官邸から会議開催の連絡があり、原子力安全・保安院が主体的に会議の運営を行う必要が生じなかった。このため、原子力安全・保安院が運営事務局として議事録作成等を行う自覚がなかった。
  - ・第16回以降の本部会合は、内閣官房から、原子力安全・保安院で会議運営の事務を行うように言われた。原子力災害対策本部会議は官邸の4階で開催されていたが、運営すべき事務局は（経済産業省内の）緊急時対応センターにあっ

た。本来は、原子力安全・保安院の人員を官邸に移して取り組むべきであったが、原子力災害対策マニュアルがそのようになっておらず、(経済産業省内の)緊急時対応センターも官邸も中途半端な状態になってしまった。

- ・業務が落ち着いてきた以降は、事務方でメモを作成していたが、本部員の確認を経た正式な議事概要は作っていなかった。

## 2 未作成の議事概要の整備について

○出席者の議事メモ・記録、収集した大臣発言要領、関係者からのヒアリング、議事次第、配付資料など各種情報をもとに、会議出席者の確認を経る等により整備中。

- ・整備のための材料として進行メモや発言メモが存在しており、また、総理発言はカメラ撮りも行っているため逐語で記録できている。また、会議に出席した者のメモ等をリタイプして保有している。
- ・平成23年3月に開催した会合の資料は少なく、4月に入ると資料の量も多くなるなど、整備のための材料は会議ごとに多寡がある。
- ・作成した議事概要案をもとに今後、出席者本人への確認を行う。
- ・議事概要の整備作業は4名の専門チームで行っている。
- ・原子力安全・保安院に会合の運営事務局としての認識が不足していたため、会議の記録を担当する職員の配置はされていなかった。
- ・議事概要の整備のための材料とした資料も残すこととしている。

## 3 公文書管理法の周知状況

○経済産業省では、公文書管理法の公布・施行に伴い、これまで職員研修の開催や各種会議での説明その他法令・ガイドライン・行政文書管理規則等の周知(省内一斉メールの配信、イントラ HP への掲載及び公文書管理に関するヘルプデスクの開設等)に努めてきたところであり、現在も引き続き全省的にこれらに関する周知徹底を図っているところ。したがって、公文書管理法に基づく義務や行政文書管理の重要性等については、管理職を含む全ての職員に理解されているものと認識している。

- ・どういう活動を行ってきたのか等の記録は残しているが、本部の議事録・議事概要まで残すという認識が不足していた。

### 【点検・監査状況】

○経済産業省では、毎年10月を全省統一の「文書管理点検月間」としており、全文書管理者(課室長)による行政文書の管理状況に関する点検を実施。また、毎年年初明以降年度末にかけて、全省的に当該年度に新たに作成・取得した行政文書の適切な整理等を集中的に行うよう指示している(年度末集中整理の実施)。

○監査については、今月（2月）から年度末にかけて監査責任者の指示の下、計画的に実施することとしている。

- ・公文書に関する重要性は認識しており、点検を行った。

## 4 その他

### 【会議の録音について】

○録音された記録の取り扱いについて留意が必要であるが、録音は記録の一つの手段であると考えられる。

○本部会合のやりとりについて録音するとあらかじめ会議開催要領等の文書で定められておらず、発災直後の緊迫した状況の中で、録音する了解を本部長等から取ることは困難な状況だったため、録音することは困難であったと考えられる。

- ・緊急時の会議の内容を記録するには録音しかないというのが実感であり、人が記録するのは不可能。それが良いのかどうかは判断が難しいので、事前にルールを定める必要がある。